

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(2) 第 4 条第 2 項中「法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項の規定による利用特定個人情報の利用又は前項」に改め、「により」の次に「当該利用特定個人情報又は」を加える。

(3) 別表 1 の 1 の項中「対する」を「対して生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を準用して行われる」に改め、「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

(4) 別表 2 の 1 の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）による地方税又は森林環境税」に改め、同表の 3 の項中「（昭和 25 年法律第 144 号）」を削り、同表の 4 の項中「対する」を「対して生活保護法を準用して行われる」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府、総務省

令第7号)第19条に掲げる情報」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するもの」に改め、同表の備考4中「対する」を「対して生活保護法を準用して行われる」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表1の1の項の改正規定(「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える部分を除く。)、別表2の1の項及び3の項の改正規定、同表の4の項の改正規定(「対する」を「対して生活保護法を準用して行われる」に改める部分に限る。)並びに同表の備考4の改正規定は公布の日から、別表1の1の項の改正規定(「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える部分に限る。)は令和6年4月1日から施行する。

(理 由)

生活に困窮する外国人に対して生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に準じて行われる事業の実施に関する事務について、個人番号を利用することができることとするとともに、森林環境税の賦課徴収に関する事務の実施に当たり、他の事務の処理のために保有する特定個人情報の利用を可能とする等のため、本案を提出する。